

## アルコール健康障害対策について

## 1 国における動向

## (1) アルコール健康障害対策推進基本計画

アルコール健康障害対策基本法第12条第1項に基づき平成28年5月31日閣議決定概要については別添資料のとおり

## (2) アルコール健康障害対策推進ガイドブック

都道府県の推進計画策定を促進するために、計画策定に必要なポイントを提示  
平成28年9月30日発行

(内閣府HP掲載 [http://www8.cao.go.jp/alcohol/kihon\\_keikaku/pdf/guidebook/guidebook.pdf](http://www8.cao.go.jp/alcohol/kihon_keikaku/pdf/guidebook/guidebook.pdf))

## 2 道における対応

## (1) 北海道アルコール健康障害対策推進計画（仮称）について

- アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に定める都道府県計画として策定
- 計画期間：平成29年度から平成32年度までの4年間（予定）
- アルコール健康障害対策の基本的な考え方：

アルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、次の基本的な考え方により対策について検討をすすめる。

- ① 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- ② 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援に繋げる相談支援体制づくり
- ③ 医療における質の向上と連携の促進
- ④ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

## (2) 取組の経過

## ①北海道アルコール健康障害対策推進会議の設置及び開催

設置要綱・名簿 別添資料のとおり

日時：平成28年11月15日18:30～

場所：道庁9階 共用会議室

内容：北海道アルコール健康障害対策推進会議の設置について

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画について

北海道アルコール健康障害対策推進計画（仮称）の策定について

関係機関におけるアルコール健康障害対策関連事業等の把握について

これからのアルコール健康障害対策について

## ②アルコール健康障害対策関連事業・取組調査の実施

アルコール健康障害対策に関連する事業や取組について、関係機関・団体及び道関係部局あて調査を実施

## (3) 今後について

北海道アルコール健康障害対策推進会議に計画部会を設置、道計画素案について検討

北海道アルコール健康障害対策推進会議にて、道計画素案の審議



# アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

(計画対象期間 平成28年度から平成32年度まで)

## 基本理念

○発生・進行・再発の各段階での防止対策  
／当事者やその家族が日常生活及び  
社会生活を円滑に営むための支援

○アルコール健康障害に関連して生ずる  
飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に  
関する施策との有機的な連携への配慮

## 基本的な方向性

○正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

○医療における質の向上と連携の促進

○アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

## 基本計画で取り組むべき重点課題

○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を  
徹底し、将来にわたるアルコール健康障害  
の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発  
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・  
理解の啓発

○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、  
回復支援に至る切れ目のない支援体制の構築

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

## 基本的施策

①教育の振興等

②不適切な飲酒の誘引の防止

③健康診断及び保健指導

④アルコール健康障害に係る医療の充実等

⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等  
をした者に対する指導等

⑥相談支援等

⑦社会復帰の支援

⑧民間団体の活動に対する支援

⑨人材の確保等

⑩調査研究の推進等

## その他の関係施策等

関連施策との有機的な連携

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

都道府県における都道府県推進計画の策定

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

発生予防

→

進行予防

→

再発予防

重点課題

1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- 飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、国民自らが発生を予防
- 酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止 等

2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- 地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 等

- 地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進 等

数値目標

- ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少  
【男性：13.0% 女性：6.4%（平成32年）】  
（現状）男性：15.3% 女性：7.5%（平成22年）
- ②未成年者の飲酒をなくす  
（現状）高校3年男性21.7% 高校3年女子19.9%
- ③妊娠中の飲酒をなくす  
（現状）8.7%（目標値は健康日本21（第2次）に準拠）

④地域における相談拠点

アルコール問題に関する相談  
（現状）  
平成26年度  
保健所 16,583件  
精神保健福祉センター 9,724件

⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関

をそれぞれ1箇所以上定めている都道府県の数：47

なお、平成28年度以降も、アルコール依存症の実態把握に関する調査研究等を継続するとともに、次期基本計画の数値目標の設定について検討を進める。

アルコール依存症の総患者数：4.9万人（平成26年度） アルコール依存症の推計数：109万人（平成25年推計）

## 北海道アルコール健康障害対策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき、本道における総合的なアルコール健康障害対策の推進を図るため、北海道アルコール健康障害対策推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アルコール健康障害対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 北海道アルコール健康障害対策推進計画(仮称)に関すること。
- (3) その他前号に掲げる事項に関し、必要なこと。

## (構成機関)

第3条 推進会議の構成は、次に掲げる機関・団体の中から保健福祉部長が決定する。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学研究機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 当事者団体・回復施設
- (6) 酒類製造販売業関係団体
- (7) その他保健福祉部長が適当と認める機関・団体

## (会議の開催)

第4条 推進会議の開催は保健福祉部長が通知する。

2 保健福祉部長は、推進会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関等にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 推進会議の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

## (議事進行)

第5条 推進会議の議事進行は保健福祉部福祉局長(以下、「局長」という。)が行う。

2 前項の規定にかかわらず、局長は推進会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

## (部会)

第6条 必要に応じ、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成機関は、局長が定める。

## (アルコール健康障害対策推進アドバイザーの配置)

第7条 推進会議において、アルコール健康障害対策推進のための技術的な指導又は助言を行うアドバイザーを配置することができる。

2 アルコール健康障害対策推進アドバイザーは保健福祉部長が委嘱する。

3 アルコール健康障害対策推進アドバイザーは、推進会議のほか、部会においても、必要な指導又は助言を行うことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の開催に当たり必要な庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附則

この要綱は平成28年11月4日から施行する。

北海道アルコール健康障害対策推進会議構成機関

区 分	構 成 機 関 名
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会
	北海道精神科病院協会
	北海道精神神経科診療所協会
	北海道薬剤師会
	北海道看護協会
	北海道栄養士会
	北海道臨床心理士会
	北海道精神保健福祉士協会
	北海道精神保健協会
	北海道医療ソーシャルワーカー協会
	日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会北海道支部
	北海道国民健康保険団体連合会
	北海道立精神保健福祉センター
	札幌こころのセンター
北海道中央児童相談所	
大学・研究機関	北海道大学大学院医学研究科神経病態学講座精神医学分野
	札幌医科大学医学部神経精神医学講座
	旭川医科大学医学部精神医学講座
	アルコール保健医療と地域ネットワーク研究会
	北海道アルコール看護研究会
警察・消防機関	北海道警察本部
	全国消防長会北海道支部
教育関係機関	北海道教育委員会
当事者団体・回復施設	北海道断酒連合会
	札幌マック
	札幌マック女性共同作業所
	青十字サマリヤ会
酒類製造販売業関係団体	北海道小売酒販組合連合会
	北海道料理飲食業生活衛生同業組合

